

資料編

- 第4次総合計画策定基本方針
- 第4次総合計画策定経過
- 各種市民フォーラム
- 総合計画審議会関係
- 総合計画策定会議設置要領
- 第4次総合計画策定体系
- 用語説明
- 八千代市都市計画図

総合計画策定基本方針

八千代市第4次総合計画策定基本方針

平成21年10月21日制定

1. 策定の趣旨

八千代市は、八千代市第3次総合計画において「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めており、市街地が形成された地域と自然豊かな地域がバランスよく調和した豊かな自然環境と、京成線と東葉高速線による都心への交通アクセスが良い快適な生活環境を兼ね備えた、魅力あるまちとして発展を続けています。また、東京女子医科大学八千代医療センターを中核とした、地域医療連携の構築を図るなど、市民が健康で安心して暮らせるための施策を展開してきました。

しかし、地方自治体を取り巻く社会・経済環境は、急速な少子高齢化やグローバル化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など急激に変化をするとともに、米国の金融危機に端を発した、100年に一度と言われる世界的な金融・経済不安の中、景気の先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、政府は地域主権の実現に向けて、国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めることで、国と地方の関係について抜本的な見直しを行うなど、地方分権の改革を進めようとしております。従って行政はもとより、市民や企業がそれぞれの役割を担い、お互い協力・連携してまちづくりを進めて行くことが、これまで以上に必要となります。

こうしたことを踏まえ、自然環境豊かな20万都市に対応したまちづくりを進めていくための指針として、八千代市第4次総合計画を策定します。

2. 計画の構成

- (1) 総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の三部構成とします。
- (2) 総合計画の名称は、八千代市第4次総合計画とします。
- (3) 基本構想の名称は、八千代市第4次基本構想とします。基本構想は、長期的な視点から、八千代市のまちづくりを進める上での基本理念と将来像を示すとともに、まちづくりの枠組みとなる将来目標人口の推計、土地利用の方針を明らかにし、将来像の実現に向けた施策の大綱を示すものとします。
- (4) 基本計画の名称は、八千代市第4次総合計画前期基本計画・同後期基本計画とします。基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示す市政の基本的な計画とします。
- (5) 実施計画の名称は、八千代市第4次総合計画前期実施計画・同後期実施計画とします。実施計画は、基本計画において定められた基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画とします。

5. 策定の時期

- (1) 基本構想・前期基本計画・前期実施計画は、平成22年度中に策定するものとします。
- (2) 後期基本計画・後期実施計画は、前期基本計画の終了年度までに策定するものとします。

6. 計画の策定

- (1) 基本構想は、部長会議において、議会への上程案を決定するものとします。
- (2) 基本計画は、部長会議において、計画を決定するものとします。
- (3) 実施計画は、部長会議において、計画を決定するものとします。

7. 公表について

第4次総合計画の策定にあたっては、所要事項を適切な時期に広報やちよにより公表するとともに、策定に関わる文書等の情報を提供することにより策定経過等を公開するものとします。公開の方法は、市情報公開コーナーへの関係文書の配置及び市のホームページへの掲載の方法により適時行うものとします。

8. その他

策定基本方針に定めるもののほか、第4次総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

第4次総合計画策定経過

年 月	事 由
平成21年 3月	八千代市都市機能分析調査報告書作成
6月	第9回八千代市市民意識調査実施
8月	地域別フォーラム実施(全7回)
8月	第9回八千代市市民意識調査報告書作成
9月～ 1月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画策定基本方針及び八千代市第4次基本構想(素案)について検討
10月	八千代市第4次総合計画策定基本方針制定。 ニュージェネレーションフォーラム開催(全1回)
11月	団体フォーラム開催(全4回)
平成22年 2月	部長会議において第4次基本構想(素案)承認。八千代市第4次基本構想(素案)についてパブリックコメントを実施
4月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次基本構想(原案)について検討。部長会議において八千代市第4次基本構想(原案)承認。総合計画策定会議部会において八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)について検討。議員フォーラム開催(全4回)
5月	総合計画審議会開催、八千代市第4次基本構想(案)について諮問
5月～ 8月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)について検討
7月	総合計画審議会開催。総合計画審議会から八千代市第4次基本構想(案)について市長に答申
8月	部長会議において八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)承認
9月	八千代市第4次総合計画前期基本計画(素案)についてパブリックコメントを実施
10月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画前期基本計画(原案)について検討。部長会議において八千代市第4次総合計画前期基本計画(原案)承認。八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について総合計画審議会に諮問
11月	総合計画審議会開催、八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について審議。八千代市第4次基本構想を第4回定例市議会に上程・議決を得る
12月	総合計画審議会から八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について市長に答申
平成23年 2月	八千代市第4次総合計画前期実施計画(素案)についてパブリックコメント及び議員説明会を実施。
3月	総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画前期実施計画(原案)について検討。第4次総合計画前期基本計画・前期実施計画が部長会議で決定

各種市民フォーラム

地域別フォーラム

八千代市コミュニティ推進計画による7つの区域を対象に、地域における現状と課題等に関わる意見交換の場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
大和田地域	平成21年8月 1日(土) 10時～12時	八千代市役所	16	10	6
睦地域	平成21年8月 1日(土) 14時～16時	睦公民館	12	10	2
八千代台地域	平成21年8月 2日(日) 10時～12時	八千代台東南 公共センター	19	17	2
勝田台地域	平成21年8月 2日(日) 14時～16時	勝田台公民館	16	13	3
阿蘇地域	平成21年8月29日(土) 10時～12時	阿蘇公民館	18	10	8
高津・緑が丘地域	平成21年8月29日(土) 14時～16時	緑が丘公民館	19	8	11
村上地域	平成21年8月30日(日) 14時～16時	村上公民館	15	11	4

ニュージェネレーション・フォーラム

「あなたが持つ八千代市のイメージについて」や「もし、あなたが市長だったら将来、八千代市をどんなまちに行きたいか」などの議題をもとにした意見交換を通して、これからの時代を担う若い世代が思い描く八千代市の将来像を探る場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
20代～30代の男女	平成21年10月22日(木) 19時～21時	八千代市役所	16	9	7

団体フォーラム

市内において活動する各種団体の代表者等から、それぞれの立場でのまちづくりに対する考えや想いについての意見を交換する場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
健康・福祉グループ	平成21年11月17日(火) 19時～21時	八千代市役所	8	7	1
教育・文化グループ	平成21年11月19日(木) 19時～21時	八千代市役所	15	8	7
まちづくり・環境グループ	平成21年11月24日(火) 19時～21時	八千代市役所	13	11	2
産業グループ	平成21年11月26日(木) 19時～21時	八千代市役所	8	8	0

《参加団体》

健康・福祉グループ

八千代市社会福祉協議会、八千代市長寿会連合会、NPO法人コミュニティひまわり、八千代福祉ネットワーク、電動車椅子サッカークローバース、CAPポケット、NPO法人山仲間アルプ

教育・文化グループ

八千代市子ども会育成連絡協議会、八千代市PTA連絡協議会、八千代市青少年相談員連絡協議会、八千代市青年フォーラム、八千代市芸術文化協会、八千代市体育協会、NPO法人子どもネット八千代

まちづくり・環境グループ

八千代市自治会連合会、八千代市防犯組合連合会、NPO法人八千代オイコス、八千代自然と環境を考える会、八千代市環境市民連絡会、街づくり市民の会、八千代ごみゼロの会、八千代ホタルフォーラム、八千代青年会議所

産業グループ

八千代商工会議所、八千代市商店会連合会、建築士会八千代支部

議員フォーラム

八千代市の将来像とその実現に向けて必要な施策等について、市民の代表である市議会議員との意見交換の場として開催。

対 象	開催日時	会 場	参加人数		
			総 数	男	女
総務常任委員会 所属議員	平成22年4月26日(月) 10時～12時	八千代市役所	7	4	3
福祉常任委員会 所属議員	平成22年4月27日(火) 10時～12時	八千代市役所	6	5	1
産業都市常任委員会 所属議員	平成22年4月28日(水) 10時～12時	八千代市役所	8	8	0
文教安全常任委員会 所属議員	平成22年4月30日(金) 10時～12時	八千代市役所	11	8	3

※総務常任委員会所属議員1名、福祉常任委員会所属議員2名について、都合により文教安全常任委員会所属議員対象日に参加。

総合計画審議会関係

八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月1日 条例第37号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験者 6人以内

(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 11人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

八千代市総合計画審議会委員

(敬称略／平成22年9月末現在)

区 分		氏 名	役 職 名	備考
1号委員	市民委員	1 小川 剛毅	公募委員	
		2 小林 千代美	公募委員	
		3 下橋 祐次	公募委員	
2号委員	学識経験者	4 服部 友則	千葉県議会議員	会 長
		5 岩井 覚	千葉県議会議員	10.19辞任
		6 西田 譲	千葉県議会議員	10.18辞任
		7 高橋 洋二	日本大学総合科学研究所教授	副会長
		8 三浦 裕二	日本大学名誉教授	
3号委員	公共的団体を代表する者 関係行政機関の職員及び	9 有馬 秀穂	八千代市芸術文化協会会長	
		10 近藤 武男	八千代市農業委員会会長職務代理者	
		11 上代 修二	八千代商工会議所会頭	
		12 西野 節子	八千代市女性団体連絡協議会副会長	
		13 椎原 秀茂	八千代市医師会副会長	
		14 櫻井 豊	八千代市社会福祉協議会会長	
		15 野嶋 文子	八千代市子ども会育成連絡協議会事務局長	
		16 高橋 大吉	八千代市長寿会連合会会長	
		17 中原 美明	八千代市自治会連合会副会長	

第4次基本構想（案）諮問

総 企 第 1 7 7 号
平成 2 2 年 5 月 2 0 日

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則 様

八千代市長 豊 田 俊 郎

八千代市第4次基本構想(案)について(諮問)

八千代市第4次総合計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第4次基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

第4次基本構想（案）答申

八 総 審 第 6 号
平成 2 2 年 7 月 2 6 日

八千代市長 豊 田 俊 郎 様

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則

八千代市第4次基本構想(案)について(答申)

平成22年5月20日付け総企第177号で諮問のあった「八千代市第4次基本構想(案)」について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、別添「八千代市第4次基本構想(案)」のとおり答申する。

なお、総合計画の実施にあたっては、本審議会で出された意見を尊重し、着実な実現に努められるよう要望する。

第4次総合計画 前期基本計画（案）諮問

総 企 第 7 5 8 号
平成22年10月19日

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則 様

八千代市長 豊 田 俊 郎

八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について(諮問)

八千代市第4次総合計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

第4次総合計画 前期基本計画（案）答申

八 総 審 第 1 3 号
平成22年12月9日

八千代市長 豊 田 俊 郎 様

八千代市総合計画審議会
会長 服 部 友 則

八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)について(答申)

平成22年10月19日付け総企第758号で諮問のあった「八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)」について、市当局に対し説明を求めるとともに、行政を取り巻く環境の変化と本市の現状を踏まえながら慎重に審議を重ねた結果、その内容を妥当なものと認め、別添「八千代市第4次総合計画前期基本計画(案)」のとおり答申する。

総合計画策定会議設置要領

八千代市総合計画策定会議設置要領

(設置)

第1条 市における基本構想, 基本計画及び実施計画(以下「総合計画」という。)の策定のために, 八千代市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(策定への参画)

第2条 策定会議は総合計画策定にあたっては, 市民及び職員の参画について, 配慮しなければならない。

(組織)

第3条 策定会議は, 本部会, 幹事会, 部会及び部会調整会議をもって組織する。

(本部会)

第4条 本部会は, 本部長, 副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長を, 副本部長は総務企画部長をもって充てる。

3 本部員は, 別表1に掲げる職にある者及び市長が指名した者をもって充てる。

4 本部長は, 必要に応じ, 本部会を招集し, 会議の議長となる。

5 副本部長は, 本部長を補佐し, 本部長に事故があるときは, その職務を代理する。

(本部会の任務)

第5条 本部会は, 総合計画原案(以下「原案」という。)を策定し, 八千代市庁議規則第2条に定める部長会議に付議しなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は, 幹事長, 副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は総務企画部長を, 副幹事長は総務企画部次長をもって充てる。

3 幹事は, 別表2に掲げる職にある者及び本部長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は, 必要の都度幹事会を招集し, 会議の議長となる。

5 副幹事長は, 幹事長を補佐し, 幹事長に事故があるときは, その職務を代理する。

(幹事会の任務)

第7条 幹事会は, 原案の作成に関する調整, 整合を行い, 作成した原案を本部会に提出しなければならない。

(部会)

第8条 部会の区分, 所掌事務及び所管課等は別表3のとおりとする。

2 部会は, 部会長, 副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は幹事長が指名し, 副部会長は部会長が指名する。

4 部会員は, 別表3に掲げる所管課等の課長及び幹事長が指名した者をもって充てる。

5 部会長は, 必要の都度部会を招集し, 会議の議長となる。

6 副部会長は, 部会長を補佐し, 部会長に事故あるときは, その職務を代理する。

7 部会長は, 部会長の指名する職員をもって, ワーキンググループ会議を構成することができる。

(部会の任務)

第9条 部会は, 原案の作成に要する事務全般を取り扱う。

2 部会で作成した原案は, 部会調整会議に提出するものとする。

- 第10条 部会調整会議は、調整会議会長、調整会議副会長及び調整会議会員をもって構成する。
- 2 調整会議会長は総務企画部次長をもって充て、調整会議副会長は調整会議会員の互選によるものとする。
- 3 調整会議会員は、第8条第3項に定める部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 調整会議会長は、必要の都度部会調整会議を招集し、その議長となる。
- 5 調整会議副会長は、調整会議会長を補佐し、調整会議会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(部会調整会議の任務)

第11条 部会調整会議は、部会で作成した原案の調整、整合を行い、幹事会に提出しなければならない。
(庶務)

第12条 策定会議の庶務は、総務企画部総合企画課において処理する。
(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行する。

別表1(第4条第3項)

教育長	安全環境部長	農業委員会事務局長
事業管理者	都市整備部長	消防長
財務部長	産業活力部長	上下水道局長
健康福祉部長	会計管理者	
子ども部長	選挙管理委員会事務局長	
生涯学習部長	監査委員事務局長	

別表2(第6条第3項)

財務部次長 健康福祉部次長 子ども部次長 生涯学習部次長	安全環境部次長 都市整備部次長 産業活力部次長 教育次長	消防本部次長 上下水道局次長
---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------

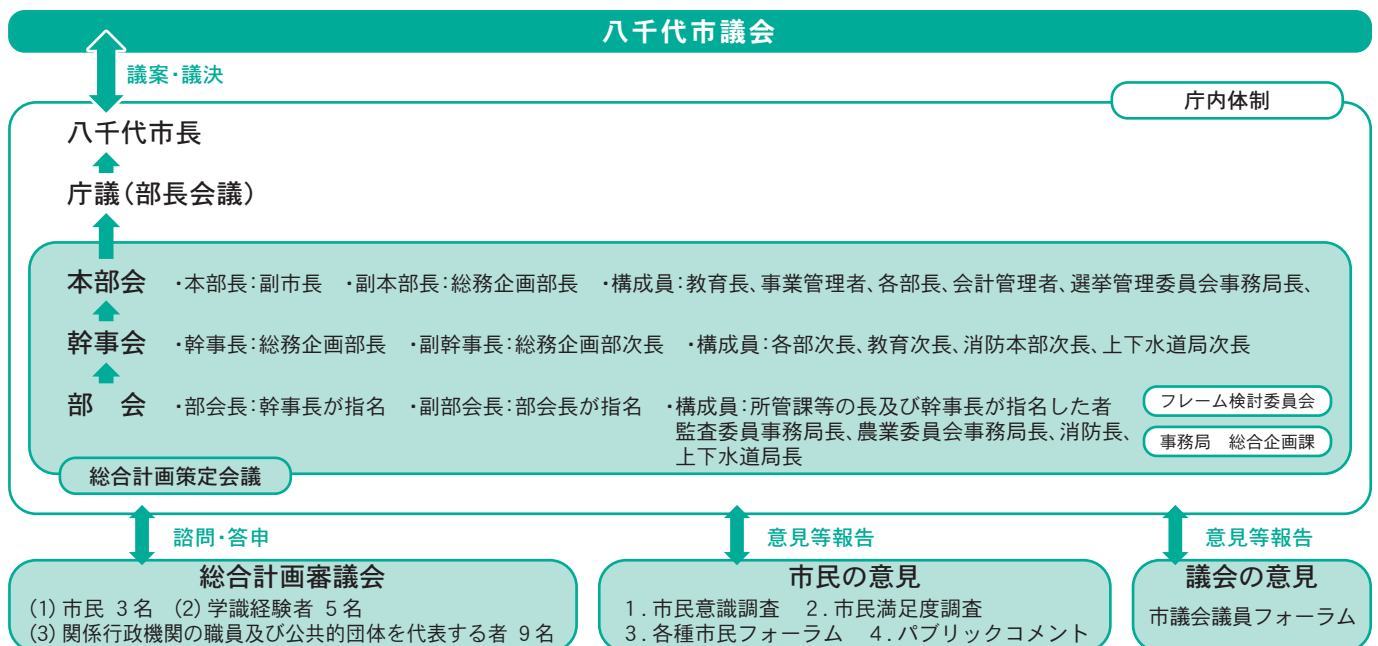
別表3(第8条第1項・第4項)

部 会	所掌事務	所管課等
健康福祉都市部会	(1)保健に関すること (2)医療に関すること (3)児童福祉に関すること (4)ひとり親家庭福祉に関する こと (5)障害者(児)福祉に関すること (6)高齢者福祉に関すること (7)低所得者福祉に関すること (8)地域ぐるみ福祉に関すること (9)墓地・斎場に関すること (10)国民健康保険・高齢者医療 制度に関すること (11)介護保険に関すること (12)国民年金に関すること (13)その他,健康福祉都市部会 に関すること	健康福祉部 健康福祉課 生活支援課 長寿支援課 障害者支援課 健康づくり課 国保年金課 子ども部 元気子ども課 子育て支援課 母子保健課 都市整備部 建築指導課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
教育文化都市部会	(1)幼児教育に関すること (2)義務教育に関すること (3)高校・大学教育に関すること (4)生涯学習に関すること (5)市民文化に関すること (6)文化財に関すること (7)スポーツ・レクリエーショ ンに関すること (8)青少年健全育成に関すること (9)男女共同参画社会に関すること (10)多文化共生に関すること (11)その他,教育文化都市に関 すること	総務企画部 総合企画課 子ども部 元気子ども課 生涯学習部 生涯学習振興課 文化・スポーツ課 青少年課 男女共同参画課 教育委員会 教育総務課 学務課 指導課 保健体育課

部 会	所掌事務	所管課等
環境共生都市部会	(1)生活環境に関する事 (2)地球温暖化に関する事 (3)生物多様性の保全に関する事 (4)環境美化に関する事 (5)資源循環型社会の形成に関する事 (6)その他, 環境共生都市部会に関する事	安全環境部 環境保全課 クリーン推進課 都市整備部 公園緑地課 産業活力部 農政課
安心安全都市部会	(1)消費生活に関する事 (2)市民相談に関する事 (3)防災に関する事 (4)消防に関する事 (5)防犯に関する事 (6)交通安全に関する事 (7)その他, 安心安全都市部会に関する事	安全環境部 生活安全課 総合防災課 交通安全対策課 都市整備部 建築指導課 土木建設課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
快適生活都市部会	(1)公共交通に関する事 (2)道路に関する事 (3)公園・緑地に関する事 (4)水道に関する事 (5)下水道に関する事 (6)市街地整備に関する事 (7)住宅に関する事 (8)その他, 快適生活都市部会に関する事	総務企画部 総合企画課 財務部 財政課 都市整備部 都市計画課 建築指導課 都市整備課 公園緑地課 土木管理課 土木建設課 上下水道局 経営企画課 給排水相談課 建設課 維持管理課
産業活力都市部会	(1)農業に関する事 (2)商工業に関する事 (3)観光に関する事 (4)労働環境に関する事 (5)その他, 産業活力都市部会に関する事	子ども部 子育て支援課 生涯学習部 男女共同参画課 産業活力部 産業政策課 農政課 商工課 農業委員会事務局

部 会	所掌事務	所管課等
計画推進部会	(1)市民参画によるまちづくりの推進に関すること (2)地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進に関すること (3)持続可能な行政経営の確立に関すること (4)他の部会に属さない事項に関すること (5)その他, 計画推進に関すること	総務企画部 総務課 総合企画課 秘書課 行財政改革推進課 広報広聴課 情報管理課 職員課 財務部 財政課 契約課 管財課 納税課 市民税課 資産税課 安全環境部 生活安全課 戸籍住民課 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

八千代市第4次総合計画策定体系



用語説明

	用語	説明
あ	アイデンティティ	・主体性
	アオコ	・淡水産単細胞藻類の一群の総称
	アセットマネジメント	・持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動
	新しい公共	・公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方
	アダプト制度	・行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度
	アメニティ	・環境などの快適さ
	新たな感染症	・人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が危篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
	医療資源	・医師や看護師等の医療スタッフ、医療機器・検体検査・医薬品等の設備や施設、運転資金などより良い医療を提供するために必要とされるもの
	エコ・ツーリズム	・自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み
	エコファーマー	・たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を県知事に提出して、認定を受けた農業者の総称
	エコロジカル エコマーク	・資源の消費を抑え、廃棄物を出さないようすること ・環境省の指導のもとに、?日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負荷が少ない商品に付けられたマーク
	オープンスペース オゾン層	・都市や敷地内で、建物のたっていない土地 ・酸素原子3個からなる物質で地上10～50km上空の成層圏にある層のこと
	温室効果ガス	・大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称
か	介護予防重視型システム	・住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるため要介護状態にならないように、そして介護が必要になったときには、適切な介護サービスが提供され状態の悪化を防ぐための制度
	ガイドライン	・政策・施策などの指針。指標
	環境アセスメント	・開発がもたらす環境への影響を、事前に予測・評価すること
	環境マネジメントシステム	・企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等
	涵養	・水が自然にゆっくりと染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

	用語	説明
か	基幹管路	・市内への配水にとって重要な水道管のほか、防災拠点や避難所、医療機関等への給水を確保するのに必要な管路施設
	キス・アンド・ライド キャリア教育	・自宅と最寄りの駅の間を家族が自家用車で送迎する通勤形態 ・子どもたちが将来、社会人、職業人として自立していく上で必要な力や勤労観、職業観を身に付ける教育
	行政の情報化 救急業務メディカルコン トロール	・自治体の情報化。事務処理の効率化、高度化を目的とするもの ・救急現場から医療機関へ搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること
	近隣公害	・飲食店の営業騒音、家庭のエアコンの室外機の騒音、建設工事の騒音・振動など日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブル
	グリーン購入	・製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること
	グループホーム	・さまざまな事情から自立した生活ができない障害者などが必要な援助を受けながら日常生活を送るための共同住宅
	グローバル化 ケアマネジメント	・地球規模、世界規模に広がること ・介護の必要な障害者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること
	光化学スモッグ	・大気中の炭化水素と窒素酸化物などが、紫外線の影響で光化学反応を起こし生成されたスモッグ
	コーディネート 交通ネットワーク	・調整し全体をまとめること ・単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされた交通路
	高度医療 高付加価値型農業	・大学病院などで実施される、高度医療技術を用いた先端医療 ・有機栽培・無農薬による品質向上など、様々な農作物の価値を高める取組みを通じて生産性・収益性を向上させる農業手法のこと
	高齢社会	・65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%～21%の社会(高齢化社会…7%～14%, 高齢社会…14%～21%, 超高齢社会…21%～)
	コミュニティバス	・自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス
	さ	再くるくん
産学官の連携 残土条例		・企業、大学、行政の三者が互いに連携しあうこと ・正式名は八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
省エネラベル 焼却灰のエコセメント化		・「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示 ・都市ごみや下水汚泥の焼却灰と、従来のセメント原料を混ぜて作った新種のセメント
資源循環型社会		・廃棄物の発生を抑制するとともにその再利用・リサイクルを促進して資源として循環利用する社会

	用語	説明
さ	新エネルギー	・バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー
	スキルアップ	・資格や技術を習得しそれを磨くこと
	生物多様性	・あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念
	セキュリティ	・安全、保安、防犯
	総合行政ネットワーク	・地方公共団体を相互にネットワークを接続することによって、情報の共有やコミュニケーションを促進するシステム
	総合型地域スポーツクラブ	・身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
た	第1号被保険者	・国民年金だけに加入している人のこと。自営業者、自由業、無職の人など
	ダクタイル鋳鉄管	・ダクタイルは「強靱な」という意味の形容詞。ダクタイル鋳鉄管は、引張り強さ・伸びなどが優れ、普通鋳鉄管よりも数倍の強度を持ち、粘り強さ(靱性)が優れている水道管
	多文化共生社会	・外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会
	団塊の世代	・昭和22年(1947)から24年(1949)までのベビーブームに生まれた世代
	地域完結型の医療	・「地域」を1つの病院に見立て、それぞれの医療施設が役割を分担し、患者に対して切れ目のない医療をやっていこうとするもの
	地域コミュニティ	・地域住民が生活している場所。町内会・自治会など
	地域の情報化	・行政サービスの顧客である住民の情報通信技術の活用を促進するための住民のために行う情報化で、できるだけ多くの住民が情報通信を利用して必要な行政サービスが受けられるとともに、様々なコミュニティに参加できるようにするための施策
	地域主権	・国の権限と財源の一部を地域に移譲し、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その責任も自ら負うこと
	地方分権	・政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面的に移管する事
	中核病院	・地域の医療連携の中核を担う病院
	通級指導教室	・市内の中学校に通っている言語障害、難聴、学習障害等の障害の軽い児童生徒が、障害の状況に応じ、特定の時間に特別の指導を受けるための教室。
	電子自治体	・ICT(情報通信技術)を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体
	特定行政庁	・建築確認等に関する事務を司る建築主事がいる行政機関。
	特定健康診査・特定保健指導	・40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度。いわゆる「メタボ検診」のこと。

	用語	説明
た	都市マスタープラン	・都市づくりの将来ビジョンを示し、それぞれの都市計画の指針とする計画
な	認定子ども園 ノーマライゼーション	・保育所、幼稚園等のうち、保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設 ・誰もが等しくふつうの生活を送れる社会こそ正常である、という考え方
は	パートナーシップ パブリシティ活動 バリアフリー ハローワーク 病診連携 貧困家庭の世代間連鎖 フォーラム 放課後子どもプラン ボーダレス化 ホタルメイト	・共同で何かを行うための協力関係 ・新聞、テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと ・あらゆる障壁を取り除き、あらゆる人が快適に社会参加できるようにすること ・公共職業安定所の愛称 ・かかりつけ医と病院が症状に応じて、役割や機能を分担しながら治療にあたる仕組み ・家庭が貧しければ、教育にお金をかけられない。大学にも行けず、学歴が低ければ貧困に陥る確率が高い。貧しい家庭に育った子どもが親になった時、その子どももまた貧困に陥る確率が高くなる。貧困が固定化されて連鎖していくとした考え ・公開討論会 ・地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの ・国の境自体が不明確となり、ヒトもモノも自由に行き来し、情報が筒抜けになる状態 ・はたるの里づくり実行委員会の会員
ま	ミニデイサービス メタボリックシンドローム	・家に閉じこもりがちの高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、身近な地域において既存の建物、社会的組織及び人材を活用した通所サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を促し、要介護状態の予防を図ることを目的としたもの ・内臓脂肪の蓄積がもとで高血圧・高血糖・脂質異常などの生活習慣病のリスクが積み重なり、心筋梗塞や脳卒中などの疾患になる危険性が高まった状態のこと
や	有効率 ユニバーサルデザイン 幼児教室 要衝	・使用上有効と見られる水量(有効水量)を給水量で除したもの ・年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計 ・小学校入学前の幼児のための学習教室 ・交通・産業のうえで大切な地点

	用語	説明
や	予防重視型システム	・高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことや、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることであり、高齢者であっても可能性がある限り、その心身の状態を改善もしくは維持できるようにする取り組み
ら	ライフスタイル ライフステージ ライフライン リーマン・ショック リハビリテーション レセプト ローリング方式	・生活の様式・営み方 ・人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階 ・電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備 ・2008年9月に米国の名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、これが世界的な金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現 ・病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支障が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体 ・診療報酬明細書 ・現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法
わ	ワークショップ ワーク・ライフ・バランス ワンストップサービス	・参加者が対等な立場で問題解決のために行う研究集会 ・「仕事と生活の調和」の意味。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること ・さまざまな行政サービスを1か所で一度に受けられるサービスのこと
他	CATV ICT NPO UR賃貸住宅ストック再生・再編方針 3R	・通信ケーブルを各家庭まで敷設することで、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステム ・情報・通信に関連する技術一般の総称 (Information and Communication Technologyの略) ・民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体 ・独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が策定した、今後におけるUR賃貸住宅ストックの再生・活用の方向性等を定めたもの。本格的な少子・高齢化、人口・世帯減少社会の到来、住宅セーフティネットとしての役割の重点化の要請等を背景に、UR賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な財産として再生・再編するため、平成30年度までの方向性を定めるものとして策定した ・リデュース(reduce廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle再生利用、再資源化)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方

	用語	説明
他	3次救急	・複数診療科にわたる特に高度な処置を必要とする患者、または、重篤な患者への対応機関 1次救急: 外来で対応しうる帰宅可能な患者に対応する機関 2次救急: 入院治療を必要とする重症患者に対応する機関
	四市複合事務組合	・船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市及び本市で組織する一部事務組合で、斎場等を設置運営している
	6次産業化	・農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態